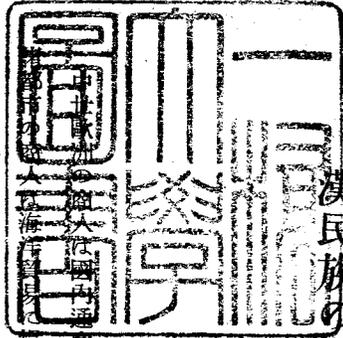


漢民族の海洋發展とその商人ギルド



根 岸 倍

商人は國內通商の爲めギルドを結成したばかりでなく、海洋貿易の爲めにも亦ギルドを組織した。獨逸に傾れ、冒險心に富み、北歐諸國や英國に邁進し、至る所ハンザを構成したと傳へられる。中國は大陸に位するけれども猶ほ東方沿海に河北、山東、江蘇、浙江、福建、廣東の六省が存する。河北山東は僅かに滿洲朝鮮と通商するに過ぎなかつたが、江、浙、閩（福建）、粵（廣東）は近きは臺灣、日本、遠きは東南亞細亞諸國及南洋群島と貿易した。そして彼等は所在にギルドを組織したこと、略ほ中世の獨逸諸都市の海洋商人に異ならなかつた。

第一 中國 海商

1 中國には秦漢時代より海洋貿易を營む商人あつた。しかし歷朝の政策如何に依り海商の業務必ずしも一でない。唐宋は開港場に市舶司を置きその貿易を官營にしたので海商は出洋して外國で貿易を爲すに止つた。元は一步を進め、

漢民族の海洋發展とその商人ギルド

海商に出資して貿易を爲さしめ、その利潤を支配したので此種の海商はコンメンダ式の出海たるに過ぎなかつた。明は朝貢制度を執り、『寸板不許下海』を鐵則としたので法制上海商なるもの存しなかつた。清は貿易の官營を罷めけれども、唯厦門より臺灣及南洋に、寧波より日本に出で、貿易を爲すを許したので、海商の活動範圍頗る制限せられた。これ等は何れも皆獨逸ハンザ所屬の海商と大に趣きを異にする。しかし歴代官許を受けないで、海洋貿易に従つた海商の多かつたことは疑いない。清末國を開いたので、海商は始めてその行動自由なるを得た。

史に著はれた海商の貿易に用いた船舶は意外に大なるものであつて、東晋時代既に二百人を載せるものあつた。しかしこれは外國船であつて中國船は之に及ばなかつた。唐宋に至り造船技術觀るべきものあり、高麗圖經客舟條に據らんか。客船は長さ十餘丈、深さ三丈、濶二丈五尺、二千斛を載すべく、每船水手六十人ばかりあり、別に神舟と號するものゝ如きは長、濶、高、水手數客船に三倍したとある。しかしそれは外國船の長さ二十丈、六、七百人を載するものに及ばない。宋代は造船航海共に發達し、五百人乃至一千人を載する大船を作り出し、外人に代はり船を修理し得たのである。當時の船舶は帆に依り進航し、無風のとき漕力に依つた。唐代推進機を發明したとの説あるが、玉海に『咸平三年八月戊申造船務匠項縉等獻轉海船式』とあるのは之を指したものだらう。近年まで西江に於て船に兩輪を挟み、足踏にて、波を蹴つて進むものあつたが、その餘波だらう。彼等は晝は日を觀、夜は星を仰ぎ航路を定めたが、屢次陰晦のため針路を誤つた。十一世紀に至り羅針盤を發明したので航海安全となり、外人は中國船に便乘するやうになつた。彼等は夙に恒信風あるを知り、十一、二月東北風に就き南海に赴き、五、六月西南風に就き歸國した。萍洲可談に外船の去來を記し、『船舶去以三十一月十二月。就北風。來以三五月六月。就南風。』と言へることに徴

して明であらう。南海は風波險惡であつて、海賊横行して已まなかつたので海商は之に備ふるを要する。宋代にては大船數百人を載するものを用い、綱首即ち乗組頭、副綱首、雜事即ち事務長を置き、乗組人を取締り、その命令に従はぬものを笞治し、必ず武器を具へた。清代には小舟多かつたのでその航海に當り、陸上の保甲制度に倣ひ、十隻隊を組み、共同擔保の責を負ふた。彼等が南海諸國と貿易するに航程幾日を要し、往返幾年月を費したかにつき詳細に知られてゐない。桑原博士の算定に據るに、唐宋時代廣州よりスマトラに至る約四十日、スマトラより南印度に至る約三十日、南印度よりアラビアに至る約四十日、合計一百日内外を要したりとのことだ。嶺外代答に『諸蕃之人中國。一歲可ニ以往返。唯大食必二年而後可。』とあるより考ふるに南海諸國との往返は一律一年を要し、アラビアのみ二年を費したとのことだ。サヴァリー商業大字典に、十八世紀初葉に於て、廣東より海南島に至る八日、交趾シナに至る十五日乃至三十日、暹羅に至る三、四十日、長崎に至る二十五日、スマトラ北部に至る三、四十日、印度東海岸に至る四十五日乃至六十日を要すと記してゐる。該字典には印度アラビア間の航程を擧げゐないが、ソレイマンの四十日説信すべきものだらう。従つて清代に於ても廣州よりアラビアに至る百日内外を要し、唐宋の記録と一致することが判ると思ふ。廣州より諸國に至る距離の遠近に依り八日乃至六十日なるにも拘らず一年一往返なりとの説は無稽の言に似てゐる。しかし航海は土地により至適の季節を異にし、殊に恒信風の制約を受けねばならぬ。例之廣東より交趾シナに至る航程僅かに十五日に過ぎないけれども、三月始めに出帆し、七月始めに歸帆するを可とするから勢い商船は一年一回往返することになる。また印度以東は一年一往返すること出来るけれどもアラビアに至つては、恒信風の關係に依り一往返二年を要することになるのだ。唐宋の造船航海は之を中世獨逸ハンザに比するに類似するも

の少くないが、稍々優るやに考へられる。又マックス・ウエバーは中世に於ける商船隊航行の平均期間を半年乃至一ケ年であつたと言つてゐるが、その貿易圏が華商のそれに比し及ばなかつた當然の結果であらう。

マックス・ウエバーの説に據らんか。中世の海商は殆んど個人の計算にて船舶を建造したことなく、常に多くの仲間によつて建造された。海上企業もまた同じく組合に依り經營された。組合は船主、船長、乗込員及同乗する商人を含み、一定の比率に依つて損益を分配した。商人は自らその商品を携へて行き小賣した。此習慣は漸次頽れ、之に代はりコンメンダなるもの形成せられ、ソシエタス、マリスもまた同時に形成された。コンメンダ制度は中世を通じて一般に行はれたが、その取引高は僅少であつて純粹小賣商人により行はれ、十二世に於ける一コンメンダの平均額一千獨逸銀貨マルクであつたとのことだ。その説の當否は暫らく措き、之を中國古今の海商と比較せんか。中國に於ては船舶が合股即ち合手的商事組合形態に於て建造すること行はれた。海上企業は組合に依り經營されたや否や詳にし難いが、便乘する商人が僅少の商品を携へて小賣したこともある。萍洲可談に『商人分占貯貨。人約數尺許。下以貯物。夜臥其上。』とあるにより略ほ察することが出来る。彼等が至る所その携へたものを小賣したこと諸書に依り明かである。彼等は夙にコンメンダを作る外、ソシエタス、マリスを結んだことは拙著『合股の研究』で詳にしてゐる。コンメンダの取引額僅少ななるもの、存したこともまた事實である。従つて中國古今の海商に中世歐洲のそれと同じ點あるけれども、また異なる所ないでもない。唐宋時代のコンメンダは巨萬の富を積める高官が自家所有の大船に夥多の寶貨を満載し、出海をして貿易せしめ、元代のコンメンダの如きは政府の出資に係るものなれば、マックス・ウエバーの所謂海上企業と趣を異にする。商賈の出資に依るコンメンダたりとも、その規模大なるものありしは、長

崎貿易に於ける辨銅商錢氏の例に徴して明である。又中國海商は必ずしも小賣を專にせず、卸賣をする。嶺外代答に『惟富商販錦、自蜀至欽。自欽易香至蜀。歲一往還。每博易動數千緡。』とあるより考ふるに、宋代欽州に於て錦香交易に従事する海商が大卸賣を爲したことが判る。海商は特定仲立人の手を経て買賣し、小賣するものでないことは中國の舊例である。

斯の如く、中國海商は獨逸ハンザのそれと同異あるけれども、交通不便なる時代に於て内外交易に鴻益を與へ、各自民族の海外進出に功績あつたことはその揆を一にする。

第二 華僑の居留地貿易

獨逸ハンザに屬する海商は貿易の爲め、出先に於て教堂を建て、商店を設け、やがてその店數増加するに及び、共同自治を營むやうになつた。ロンドンに於ては屬地主義行はれたため、原則としてロンドン市民と同等の特權を享有した。ウキスピーに於ては屬人主義行はれたため、獨逸固有の法制と慣習に基き、自治生活した。彼等は自らその首長を選擧したが、當該政權に依り任命せられるものもあつた。中國海商は海外に於て獨逸商と等しき方式で居留貿易したものだらうか。

中國は上古から南海諸國と交渉少くなく、その多くを屬邦若くは朝貢國とした。従つて中國海商は區々たる都市を背景とし外國に出版した獨逸ハンザのそれと異り、堂々たる中華の臣民として屬邦乃至朝貢國で貿易するものだ。それで彼等は南海諸國に於て貿易居留するにつきハンザ商人よりも有利であるべき筈である。それを明にせんには先づ

中國の外商待遇を説かなければならぬ。

外商の中國に於て貿易居住することの盛んになつたのは唐宋である。當時の外商はアラビヤ人を主とした。彼等は開市場に於ける一定の區域に於て貿易居住することを許され、之を蕃坊と名けた。蕃坊とは蕃人の居住する市街の義であつて居留地に該當する。居留地には蕃長と名くる役人が置かれる。中國政府は居留蕃人中資望あるものを選んで蕃長と爲し、蕃人に關する事務を掌らしめた。唐に通商したソレイマンの説に擔るに、蕃長はイスラム教徒間に生ずる爭議を裁判したのみならず、式日に信徒と共に宗教的行事を勤め、説教したとのことだから、祭祀長を兼ねたものだらう。同時代西域地方から中國に來た祇教徒即ち拜火教徒もまた政府より任命せられた同種類蕃長兼祭祀長に依り教規に基き支配せられた。唐律に『諸化外人同類相犯者。各依本俗法。』とあり外國人に對し略ほ治外法權を認めた。紀元前五七十年頃埃及王アマシスが希臘人にノークラテスに於て商館を建て、別個社會として彼等自身の法律を行使し、その神を禮拜することを許し、彼等の内から裁判官を選び、その法律習慣に依り事件を裁斷せしめたと同一である。則ち古昔宗教を異にする外人に對し自己の服従すると同一の裁判に服従する資格ないものと考へ、外人を領土裁判權から免除したものと一脉相通するものあるだらう。此趣旨は中國に於て長く保持せられ、南京條約以前の露清條約や英清取極に於て露英人が本俗法に依り處分せらるべきことを承認してゐる。清代に於ては同一臣氏であつても、種族に依り法律の適用を異にし、漢人の蒙地に於ける犯罪は漢律に依り處罰し、蒙古人の漢地に於ける犯罪は蒙古律に依り處罰した。日本に於てもまた屬人主義行はれ、アメリカ使節ハリスは日本に於けるアメリカ犯罪者を米國法に依り處罰せんことを要求したとき、一議に及ばず快諾せられたことに驚いた。明治

初年の日清條約には彼我臣氏の治外法權を承認してゐる。實に治外法權は東洋に於て外人の優越を意味するものでなく、國際公法であつたのだ。従つて中國海商の南海に於て貿易居住するものが、その在留國より治外法權の待遇を受けたこと略ぼ疑ひなからう。

中國海商の南海に於ける貿易の稍々觀るべきものあるやうになつたのは東晋であつて、法顯の佛國記により略ぼ之を察することが出来る。唐代既に彼等が南海に於て聚居貿易を爲したことも亦之を判するに難くない。キャンベルの『ジャバの過去及現在』に據るに西曆九二四年（唐同光六年）中國貿易船がスマラン附近に難破せしとき、船長が珍寶をテガル王に獻じ、該地に居住することを許され、優待せられたとのことだ。宋代彼等のスマトラ、ジャバに移住するもの多く、これ亦厚遇せられ、閩婆に於ては賓館を設けられ、蘇吉丹の如きは無料で宿泊飲食することを許された。此等諸地が和蘭領に歸した後も猶ほ舊慣に副ひ、西曆一六二〇年總督クーンは華僑の爲めバタビアに居留地を設け、その有力なるものを選んで華僑團長と爲し、之に甲必丹即ち大尉の官を授け、華僑に對する民刑事裁判權や徵稅權などを與へ、その支配を爲さしめた。これは所謂僑長制度なるものであつて漸次ジャバ各地に實施された。屬地主義を採る西歐政府が華僑に對し屬人主義を認めたものは蘭領印度に止るものでない。比律賓にては夙に華僑の來販するもの少なくなかつたが、その貿易は海上に於て行はれた。レガスピが比律賓の總督たるに及び華僑の重要性に鑑み、一五八〇年陸上交易場を設け、その居住を許した。これより華僑の定住するもの漸次増加し、遂に數萬に達した。政府は大に之を怖れ、屢次彈壓したが、その捨つべからざるに顧み、バリアン即ち華僑居留地を置き、遂に和蘭に倣ひ、僑長制度を設けた。その甲比丹として有名な陳謙善の如きは比律賓の行政に參與して功あつた。佛領インドシナは

秦より清末に至るまで二千年間中國に内屬したから華僑のこゝで優待せられたこと比律賓に勝るものあつたらう。その佛領に歸した後、佛蘭西政府は華僑に對し屬地主義を適用した。しかし該政府は彼等に最惠國の待遇を加へ、土着民と同様市民權、土地所有權、財産自由處分權を與へ、徴兵と強制勞動を免除した。彼等が民族主義を奉じ、動もすれば、土着民の獨立を煽動することを憂ひ、之を取締らんとしたけれども、その容易でないことを知り、中國の傳統に副ひ、自ら取締らしめんとし、一九二八年『亞細亞外國人規則』なるものを制定した。彼等は華僑に對し最高三百比弗の人頭税を課し、下賤の勞動者を斥け、華僑の出身地と言語の區別に依る、海南、廣東、潮州、福建及客家の五幫を華僑團體と公認し、法人格を賦與し、幫員より幫長、副幫長を選擧せしめ、その任期を二ヶ年とし、幫務を處理せしめた。該規則第三條に『幫は幫長及幫全員の連帶責任に於て、幫員の負ふ人頭税の全額に對し、金錢上の責任を有し、責任を負ふことを欲しない個人の加入を拒絕し得る。加入を拒絕せられたものは之を追放する。』と規定してゐる。従つて此等の幫即ち同郷的ギルドは稍々北宋に於ける賦課を擔保することに依り強制加入事業獨占を特許せられた團行即ち同業ギルドに類するのみならず、英の職業ギルドに似た點もある。日本は南海と異り、中國に對し獨立を維持したものであり、殊に徳川幕府は鎖國政策を採り、外商を制約すること甚だしかつたけれども、猶ほ華僑が會館として寺院を建つることを許し、その居住貿易のため、唐館を設け、館内に於て華俗に従ひ生活せしめ、別に華僑につき通事を任命し華僑に對する警察的取締、裁判等を掌らしめ、外交上の顧問たらしめた。

中國の海商は海外に於て獨逸ハンザ商人のウキスピーに於けるが如く屬人主義に基き、居住貿易し得たものであつて、南海諸國の西洋所領となつた後も猶ほその面影存した。そのハンザ商人のロンドンに於ける如く屬地主義に律せ

られるやうになつたのは近年のことに係る。

第三 浙閩粵三幫の勢力範圍

中國海商の海外通商したものは大體浙閩粵三幫に屬する。三幫は各々地の利を異にし、特殊の技能を有してゐる。その便宜の外地に赴いて貿易し、そこで特技に依り生を營むを常とする。それで彼等は地域の職業的勢力範圍を有することになる。今之を分別して説明してみやう。

一 三幫の貿易圈

獨逸ハンザには二大主流あつたのだが、漢民族には浙閩粵の三大幫がある。ハンザ二大主流には支派多いが、浙閩粵には必ずしも多くない。閩幫は泉漳二州幫と福州幫に別れ、粵幫も亦廣肇二州幫と潮州幫に別れる。浙幫は寧波幫を推し、種々なる利害關係に依り、江蘇、安徽、江西三幫と合同して三江幫を結成する場合少くない。閩幫はもと泉州を、明代には海澄を、粵幫は廣州を、浙幫は明州即ち寧波を本據とし、それより海外に發展した。三幫はそれぞれ勢力範圍を有する。閩幫は臺灣を獨占し、比律賓に壓倒的優勢を維持し、英領馬來、蘭領印度に進出する。潮州幫は古より暹羅と血縁深く、殆んど獨歩の觀あり、南海各方面に出動しないでないが、こゝでは僑華として三流の地位を有するに過ぎない。廣肇幫は佛領インドシナ、瓜哇、新嘉坡など廣く海外に發展し、概ね指導的地位を保つてゐる。浙幫は三江幫と稱し、嘗て日本貿易を壟斷した外、南洋各地に通商したが、現在本國に於ける勢力の偉大なるに比し、海外に於て觀るべきものがない。彼等は何れも獨逸ハンザと等しく海洋貿易を營むも、貿易に附隨した諸業人

や、手工業者、農夫、及亡命者まで、彼等に伴つて移住した。彼等は域内至る所に居住するけれども、商業に従事するもの最も多く、都會に集中するを例とする。佛領インドシナにあつては西貢、提岸、蘭領印度にあつてはバタビア、スラバヤ、泰國にあつては盤谷、比律賓にあつてはマニラ、英領馬來にあつては新嘉坡、彼南、日本にあつては坂神横濱を牙營とし、四方に出動してゐる。彼等の貿易圏は東、日本より西、印度を経て遙かにアラビアに達し、北、黄海より赤道を越へ瓜哇に及び、區々たる地中海や北海バルチックを貿易圏とするものと異つてゐた。しかし西力東漸するやうになつてから、一大變化を來たした。西洋諸國は既に南海諸地域を經略し、新に土地を開拓するため、中國より、移民を招致した。閩粵のみならず、華南各地より南海に移住するもの増加した。則ち客家とて廣東の嘉應州、江西の南部、湖南の東南隅、福建の西南角に居住するもの、及琼幫とて海南島民などの英領馬來、蘭領印度に移住するもの少くなく、閩々廣西人も見受けられる。また別に太平洋や南北アメリカに移住するものあるに至つた。そして粵幫は香港を、閩幫は廈門を、三江幫は上海を本據としてゐる。従つて彼等は清代に及びスマトラ以西の貿易圏を失つたけれども、猶ほ廣大なる貿易圏を有し、該圏内に居住するもの無慮八百萬に達し、うち南海各地に在留するもの六百二、三十萬に及び南洋華僑の名世界に顯はれるやうになつた。

二 三幫の職業圏

浙閩粵三幫は上記の貿易圏に於て居留通商する外、各自の特技に依り生を營み、職業分野なるものを有し、略ぼ母國に於けると等しく、安定的社會生活を爲してゐる。福建幫は泉漳二州屬と福州屬に別れ、各屬その技能を異にする。泉漳二州屬は夙に海洋貿易に長じ、至る所貿易業を中心とし、それに附隨する水陸運送業や、銀行、通信業を執り、

その外貿易商品たる護謨、椰子油、精米、砂糖等の製造業に従ひ、更らに進んで鑛山業や農業にまで指を染むるなど、原始生産、加工、配給等一聯の企業を經營してゐる。その福州屬は行商特に吳服行商に秀で、山村僻色を歴訪し、至る所掛賣を爲し、その代償として土産を支拂いしめ、同郷問屋のため、輸出入品買賣の地盤を開拓すること頗る多い。廣東幫は廣肇二州、潮州、客家、海南の四小幫に別れる。廣肇幫は清代西洋貿易を獨占し、洋情に通曉してゐるので、日本特に南海に於て貿易に従事する外、外人の買辦たるもの少くない。又手藝に長じ、廣東雜貨の名内外に高い位だから、南海に於てもまた金銀器、銅鐵器、玻璃細工、靴、鞵、の製造、酒、醬油の醸造に身を委するものが多い。その潮州幫は海洋貿易に關し中國に於て泉漳人と雙璧たるべきものだから、南海に於ける生業が泉漳人に類する。しかし農、鑛、工業など筋肉労働に従事するものもまた相當にある。その客家は貿易、商工業に従事するものないではないが、工匠たるもの多く、鑛山漁場に労働するもの少くない。その瓊幫は文化開けず、商工業に慣はず、労働者たるもの壓倒的に多く、漁夫、水夫、工夫となり、特にクック、ボーイ、など家庭使用人となつてゐる。浙幫は貿易の外、鞵、家什、文房具の製作、洋服の仕立、建築業に従事する。

華僑は日本を除き、在留國內至る所に居住せざるなく、農工商汎ゆる企業に従事せざることがない。その南海諸國に於て今日の如く勢力を得るに至つたのは労働力の卓越したためでなく、また銀行運輸業に堪能なるためでなく、さらに製造工業に精妙なるためでない。全く内地商權を掌握するためである。彼等は天姓商才に秀で、母國の流通機構をそのまゝ南海に移し來り、都卑に於ける大小の仲立人、問屋、行商、卸賣商、小賣商等相互に聯繫し、流通網を張り繞すこと恰も猶ほ人身に於ける血管の如く、そして交易總匯の問屋が心臟の役割に當り、全土に於ける内外商品の

交流を支配し、生産者と消費者との間、又は輸出入商と内地生産者消費者との間、若しくは西洋人と土着民との間に介在し、漁夫の利を博し、南海一億民人の經濟を左右するに至つたのである。移民は渡來の當初粒々辛苦蓄財に努め、少しく資を獲れば、之を商業に投じ、漸次富室となるものが多い。福建省三氏の精選に係る南海華僑の職業別統計に據らんか、その農業關係者一七%、工鑛業關係者二三%、商業關係者五二%であつて、商人が壓倒的多數を占めてゐる。華商の常として商界の牛耳を執るものは問屋であつて、問屋の多くは海商の定住するに至つたもの、若くはその出身者たること言ふを俟たぬ。

第四 華商のギルド的結束

一 華僑ギルド

秦漢より今日に至るまで二千餘年、中國の海商主として浙、閩、粵三幫は近きは臺灣、日本、遠きは南海諸國と貿易した。彼等は海賊や、風波に備ふるため、大艦に同乗すれば數百人隊を組み、數隻同航すれば、保甲制に倣つて船隊を作り、共同一致の行動を採つた。彼等は到着せる異邦に於て夷狄視せられるを免れないから、自己を擁護する必要があるのみならず、領主より居留貿易を申請する必要あり、それが爲め共同動作に出でなければならぬ。更らに彼等は同伴商人の詐偽や不正行爲に依り仲間の名譽を毀損せられることを防ぎ、拔擢その他不當の競争に依り仲間の利益を損害することを禁ずるため、共同して經濟警察的處置に出づる必要がある。又彼等は同郷者として共同の神を祀るを常とし、その死者あるとき、中國の故俗に従ひ、或は之を安置し、或は之を埋葬し、或は之を歸葬しなければなら

ぬ。この目的を達せんには同心協心を要すること言ふまでもない。従つて彼等は遂に同郷の縁に依り會館を組織するに至ること獨逸ハンザに異ならぬ。彼等の同行者は悉く商人のみでなく、彼等の跡を追ひ、各業同郷者の渡來するものあり、同郷者の數増加すれば各自同業若くは同職の縁に依り、ギルドを分立するやうになる。彼等は地方的特技を有し、他の追隨を許さざるものあり、また排他心旺盛であるから、同郷幫に依り、一業を獨占するものが多い。マクゴワンは同職團體員の一定地方出身者に限られる特殊の場合あることを指摘してゐるが、華僑にあつては寧ろ普遍的現象と言ふべきものだ。全市の同業若くは同職のものが合同して一ギルドを組織すること少くないが、これまた同郷幫を基礎とするものたることを牢記しなければならぬ。彼等は如何なるギルドに加盟することありとも、會館に従屬するものなることも亦閑却すべきものでない。そして此等同郷を基礎とする諸ギルドの牛耳を執るものは海商若くは海商出身の紳商たること獨逸ハンザと同様であるのだ。

二 郷 黨 財 閥

華僑は民留地に於て同郷の縁に依りギルドを結成するのみならず、財閥を組織するものである。中國に於て歐洲中世と等しく、海船は若干の仲間に依つて製造せられること少くなく、海上貿易もまた若干の仲間に依るコンメンダに依つて實施せられた。コンメンダが漸次發達するに至れば一航海毎に結ばれた契約が繼續的となり、出海者もまた投資者即ち家郷に留れる組合員と等しく一部の出資を爲し、組合を構成するやうになる。それには歐洲に於て二つの形態あつた。その一は外部に向つて一個の商號を使用し、一つの團體を形成し、それが海上貿易より延びて陸上商業銀行等に用いられ、かくて佛蘭西商法に於て合資會社と制定せられた。その二は投資者が外部に現はれることなく、該

出資を出海の所有に歸せしめ、内部關係にて出資者と出海者と組合を組織するに拘らず、外部に對し、一つの團體を形成するに至らず、遂に各國の法律に於て匿名組合と制定せられた。中國コンメンダは匿名組合に發展したけれども、合資會社に發展するに至らなかつた。それは中國に於て共同債務に對し、關係者は一律に連合無限の責任を負ふべきものであつて、一企業團體内に、連帶責任を負ふものと、有限責任を負ふものゝ二種あるを認めず、その連合責任を負ふことを欲しないものは匿名組合を結び、連合責任を負ふを辭せざるものは合股即ち獨逸法の合手組合を形つたからである。もと中國に於ける企業形態は單獨にあらざれば合股であつて、合股に依り經營せられる企業が壓倒的に優勢であつた。合股は歐洲の商事組合と等しく、コンメンダに淵源するものと、家族制度に胚胎するものゝ二種がある。その起原の如何を問はず親信する數人の親戚朋友同郷者が共同して事業を經營することを契約することにより成立するものである。法律家や、商工經營學者は各々その立場のみから觀察し洋式の商事組合と看做してゐる。しかしそれは人的關係頗る深いものであつて、社即ち古ギルドに類似する點もあること拙著『合股の研究』に於て詳論した通りである。彼等は企業經營に長じてゐるから、單に合股的企業形態を探るに止るものでなく、進んで高度資本主義國家に於ける大企業のやうに、生産交行程の連絡せる諸經營を一手に支配し、甚だしきは、金融や運輸の諸企業までも指揮し得べき一定機關を設置し、其統率の下に各自協同一致の步調を執り、相互に扶け合つて、他企業との競争に打ち勝ち、利益を壟斷せんとするもの、即ち持株會社乃至コンツェルンと稱せられる組織を用ふる。俗に之を聯號と名づくる。聯號を統制する最高機關は個人經營のもの、合股經營のものとなるが、最高機關下にある各店は合股に屬するものが多い。それは主として中國に大資本金家乏しく、自資を以て大聯號を設定し難く、親戚、朋友、同郷者を説得

して出資せしむる必要あるから、中國固有の共同企業形態たる合股組織を採らなければならぬからだ。一系統の合股聯號に屬する出資者の數多く、彼等相互間の人的關係もまた濃厚であつて、その緣故を辿り、他系統の合股や聯號と密接な關係を結ぶこととなり、茲に財閥を形成するやうになる。此等財閥を検討するに血族的と鄉黨的の二大別がある。浙、閩、粵人は血族的鄉黨的觀念共に熾烈であつて至る所同族的同鄉的團體を結成するを常とする。閩粵人の北米合衆國や南海諸國殊に馬來半島、緬甸、比律賓に僑居するものは本國の風を移し、同姓のものを糾合し姓氏團體を造り、之を公司と稱し、古ギルド的生活を營むこと行はれ、彼南の楊、林、邱、謝、陳五大公司最も顯はれてゐる。従つて彼等は好んで血族的コンツェルンを結成し夥多の財團が生ずる。しかし之を日本の三井、三菱、住友諸財閥に比すれば筑波山の富士山に於けるが如く同日に論ずるに足らない。それは彼等の資本が我れに較べ甚だ少ないことに外ならぬ。同鄉財團に至つては個人の資本僅少なりとするも全省人を擧ぐれば巨額に達するから觀るに足るべきもの現出する。清代、山西、寧波、福建、廣東の諸鄉黨財閥あつたこと世人の周ねく知る所である。在外同鄉的諸ギルドを領導するものは實に鄉黨財閥であつて、鄉黨財閥を左右するものは若干の紳商即ち該閥に於て資望を有する領袖である。これは獨逸ハンザの門閥的結合に依る世襲的指導階級に類似するものでなからうか。

三 華僑ギルドの一職能

同鄉的同業的ギルドの職能については拙著『中國ギルドの研究』に於て詳述したから復た喋々すべき必要がない。その所屬成員の企業經營に與へる利益につき一言してみやう。中國の企業經營は小額資本、廣大取引、高率利潤を常例とする。それは商場に人的信用取引流行するからだ。かゝる現象の生ずるのは全くギルドの存在に歸する。ギルド

は會員たる二老舗の紹介あり、理事會の承認、甚だしきは會員の承認を得るのでなければ加盟を許されない。之を換言すれば信用あるものでなければギルド會員たることを得ないのである。客商の外地に買賣せんとするものは該地に於ける舊識の問屋に委託するか、若くは本國に於ける所屬ギルドの該地ギルドに宛てた紹介狀に依り取引し得るのだ。かゝる手續を経た後、彼等は對手方より長期に亙り人的信用を與へられる。中國に於ける取引の舊例は一年三季拂多く、相互信用するものゝ間にては端午と中秋に内拂を爲し、年末に決済すればよいのである。そして彼等は何等の擔保を提供することなく貸付けられ、無爲替輸出を爲し得る。信用受授の源泉たる錢莊もまた一に人的信用に頼り、上海錢莊ギルドの如きは『信用貸付を行ひ、金融を調劑することを以て服務と爲す。』と宣傳してゐる。ギルドによつては會員のため保障の責めに當るもの少くない。佛領インドシナに於て五同郷ギルドの公認せられたのは會員の人頭税納入を保證するが爲めであつた。また大阪の中華北帮公所は日本の諸保險會社と特別保險契約を締結し、會員の保險料支拂遲滞するとき、公所に於て賠償の責任を負擔してゐる。若し彼等にして信用を破壊するものあらんか、ギルドは假借なく之を處罰し、その情の重きものに對し、之を除名する。除名せられたものは同業者よりボイコットせられる。阪神に於てギルドに屬せざるもの、またはギルドの紹介なきものは野雞商號として正常取引を拒まれ、往々ボイコットせられる。

四 ギルドの相互連絡

獨逸ハンザは海外に孤立するものでなく、常に出身都市と緊密なる關係を有したることとなるが、中國の在外同郷ギルドも亦略は同様であると言つて大過ないやうだ。福建幫は廈門を根據とし、貿易先に依り郊即ちギルドを作り、

北清に交易するものは北郊を、臺灣に交易するものは泉郊を、廣東に交易するものは廣東郊を作る。廣東幫は香港を根據とし、對日貿易業者は日本莊を、對米貿易業者は金山莊を對南海貿易業者は南北行及九八行を作る。三江幫は上海を根據とし、對日貿易業者は東莊を作る。彼等の外地に定住するものも亦出先に於てギルドを作る。三江幫の大阪にあるものは大阪南幫公所を、福建幫の臺灣にあるものは泉郊を、廣東幫の神戸にあるものは廣業公所を作る。それで出先地と郷黨と不可分の關係あることは勿論、出先地相互の間にもまた連絡ある。そして各々勢力範圍と獨占商品とを有する。之を換言すれば、此等同郷團體は郷土各地方及諸海外發展地と緊密なる聯繫を保持し、その貿易を壟斷し、ギルド外の介入を許さざることを期するものである。

五 華僑ギルドの性格

以上述ぶる如く中國在外ギルドは獨逸ハンザに類することが少くない。彼等は同郷の誼に依り結成せられたものだが、その成員は同一地域に居住し、同業若くは同職に従事し、その企業の多くは仲間の共同經營に係るものであり、相互の間に親戚關係を有するもの少なくなく、概ね熟識親信者の集結するものに係る。従つて彼等は目的團體と稱せられるけれども、血縁、地縁、職縁、財縁そして友縁などの諸紐帯に依り連繫せられ、複雑微妙の關係ある鞏固な團體であつて、廣大なる貿易圏に活動するものだ。之を小地區に孤立する單純なる同郷ギルド視すること當を得たものでなからう。

第五 華僑ギルドの政治關心問題

唐宋以降中國海商は單獨若くは合資で船を造り、そのうちコンメンダ式を採るもの少くなく、海外に出で、領主の認可を得、居留地に定住して貿易し、治外法権の下に協同自治を営み、故俗に依り同郷的ギルドを作つた。ギルド内に海商に追隨した中小商工業者その他を包括することあつても、海商を中樞とせるものに係り、若干の紳商に依り指導されてゐた。その状態は中世獨逸北海岸都市の海商が北海バルチック諸國殊にウイスビーに出販しハンザを結成したものと似てゐると言つて大過なからう。しかし獨逸海商のハンザを組織するものは、本國にあつてはコミュニオン運動を起して自由都市を創建し、更らに必要に應じ、都市同盟を締結し、その外地にあるものもまた相互に合同して獨逸ハンザを結束し、その後内外ハンザを強化合作すべき必要生ずるに及び、外地ハンザの諸團體を内地の同盟都市に包攝し、強大なる團體を構成し、經濟的に政治的に北歐の天地に濶歩した。これは中國海商に見るべからざる現象であつて、中西ギルドを區別し得る一線でなからうか。

華僑ギルドは獨逸ハンザと異り、母國の都市乃至政權を背景とすることなく、政治的關心を持たなかつたから、海外諸國に於て、その政權の移動あるにも拘らず、排斥に遭ふことなく、數百千年に亘り、經濟的に大發展を爲し得たと論ずるものがある。果して信すべきものだらうか。

中國の商人ギルドは、單に商權の擁護を目的とするものでなく、協同自治の生活を遂げんとするものである。商人の外手工業者その他の雜業者を抱括するやうになれば、居留民團の如き行政事務を行はなければならなくなる。例之華商が横濱の南京町に居留したとき、會議所を建設し、自國人民の取締を爲さんことを請願し、幕府の許可を得た。その後之を擴大強化し、中華會館と爲した。該會館には常務、教務、僑務、財務、慈善の六科あり、各科に理事一名

の外、委員二名乃至六名を置き、居留民に關する行政事務を執行してゐる。日本の如く屬地主義を勵行する國家内にあつてすら猶ほ若干自治的に市民的行政事務を處理し得るのだから、屬人主義の行はれた南海諸國に於て相當廣汎なる自治生活を經營し得たことは、僑長制度に徴して明であらう。

中國ギルドは官憲の制約さへなければ、地方行政に干與するに至るべきものである。清の嘉慶道光の際、山西省保德出身の殷樊兩家が内蒙古ヲルス地方黄河の北岸南海子に來り水運業を營んだ、爾後河曲より同業者の集るもの漸く多く、道光二年（一八二二年）南海子河路社なるギルドを結んだ。民國二十五年（一九三六年）に於ける南海子の人は一千五名に達したが、水運業者及之に關係ある業者大部分を占め、河路社を中心として村落自治生活を營んでゐる。河北省涿縣の十里堡も亦水運業者より成り、全堡三百戸許り、水運業のみにより生を營むもの百八十戸、水運業の外農業を兼ぬるもの百二十戸、船會と號するギルドを結成する。船會が堡政を左右すること言ふまでもない。清代ギルドの都市行政に參與したるもの各所に散在したが、その最も顯はれたものは汕頭の萬年豐と營口の公議會であつた。滿洲には公議會と稱し、全市の商業ギルドを糾合せる高次の團體普遍してゐたが、その強大なる權能を掌握したものは、露領沿黒龍州の公議會であつた。一九二二年の出版に係る露人ウエ・グラウエの『露領沿黒龍州に於ける華、韓、日人』に據らんか。『該州に於ける中國人は官憲の横暴に對抗するため、公議會を作るを常とし、相互扶助と共同防禦をその目的とする。そのうちに人參、砂金、鹿角、貂皮を採取し毛皮を買収するもの、公議會がある。大體親戚關係あるものより構成せられ、その會員三百名に達する。一人の會長、十二人の長老、その助手、裁判官及書記などの役員あつて會務を處理する。往々商業漁業に従事するものを包括する。組合員に對しては仲間の貧窮なるものを捨

て置くことなく、その病氣のとき之を援助すべきことを命じ、雇主たるものに勝手に労働者を解雇することを許さない。必ず共通の度量衡を用ふべく、土着民を欺瞞することを禁ずる。又一般に賭博場を開くことを禁じ、一年中唯一ヶ月を限りその開帳を許し、窃盜、罵詈、爭論、喧騒、殺傷何れも之を禁ずる。盜賊の防禦を嚴重にし、盜賊を隠匿するものあれば、之を盜賊と同罪とする。組合員の裁判は勿論、華人對土着民の訴訟を審理し、公議會の規約を犯すものあれば、單に組合員のみならず、土着民をも處罰する。刑罰には罰金、二十乃至四十の笞刑、財産沒收、放逐、河流し、生埋等あり、貂皮、鹿角、人參を窃取するものは、緊縛の上河中に投ぜられる。公議會の收入は罰金、賭博場の收入、營業稅、貂皮、鹿角、人參の取引手数料である。』とのことだ。猶ほ同氏は一般華商もまた同様の目的にて公議會を組織し、公議會の規約は法律と同一の效力を有し、歲月の經過と共に漸次土民にまで勢力を及ぼし、土着民に對する司法、行政權すら掌握すると述べてゐる。此等の公議會はイマン、ウスリー兩河の露領沿岸の司法行政を一手に收め、露國の土着民統治につき大害を與ふるやうになつた。それで一九〇八年沿黑龍州總督は公議會の役員を捕へ、その退去を命じ、土着民を解放し、纔かに事なきを得た。若し露國官憲の彈壓さへなかつたならば、彼等は中世の自治都市に彷彿たる自治部落を樹立するに止まることなく、更らに進んで或は連合に依り、或は併合に依り、一小國を建設する可能性あつたらう。

滿洲沿黑龍州に入り、公議會を組織せるものは華北人である。華北人を以て華南人に比較せんか。彼等は華南人の民族的團結の鞏固、鄉黨觀念の熾烈、民族的意識の昂揚なるに如かざるものあり、その氣質の慍悍なるに至つては到底及ばない。しかも猶ほ彼等は他邦に於て自治部落を樹立し得たのだから、華南人が南海諸國に於て同等以上の業績

を擧げ得ざる理由なからう。華南人殊に閩粵出身者は西歐海洋民族と等しく、勇敢であつて冒險心に富み、武器を具へ、隊を組んで航海し、海商にして海賊を兼ねたるもの少くなく、今日とても商賊不明のものもある。また歴代彼等の跡を逐ふて移住する亡命客多かつた。亡命客は何れも皆政治的意向を抱き、或は宋の爲めに元を斃し、或は明の爲めに清を滅さんとした。往々反清復明を標榜する三合會など秘密結社に屬するものもまた混入した。清代此種の政客輩出し、或は太平天國の餘黨あり、或は戊戌政變の康梁あり、或は革命黨の孫黃あつた。何分華僑は異民族の團中にあることゝて、政客に動かされて、民族意識を喚起し易く、またその衆と、富とは彼等を援けてその志を成さしむるに足る。孫文の如きは滅滿興漢を提唱し、華僑の支援を受け、辛亥革命を激成したため、華僑を稱して革命の母とした。されば華僑に政治的關心なしと言ふこと出来ぬだらう。彼等の移住地を以て之を中國に比較せんか。その文化的水準に於て中國より低く、經濟的程度に於て中國に下り、政治的權力に於て中國より弱い。彼等の活動し易きことイマン、ウスリーに劣るものでなからう。且つイマン、ウスリーに於て田舎に數百人聚居するに過ぎなかつたが、南海に於ては大都通邑に或は數千或は數萬群生するを常とした。例之一六三九年マニラに住むもの四萬に達し、一七二〇年バタビアに住むもの市内六萬郊外四萬合計約十萬に及んだ。何れも皆ギルド的結束を爲し、若干の武器を具へてゐた。彼等にして機に乗じコンミュン運動に倣つて驟起せんか、中華植民地を創建し得ざる理由なからう。これにつき斷片ながら若干の史料が存する。瀛涯勝覽の舊港の條に『昔洪武二年（一三六九年）有廣東人陳祖義等。全家皆逃居此。遂充爲頭目。大肆豪橫。凡客船過。輒便劫奪財物。』とある。これは明初廣東人陳祖義がスマトラのパレンバンを領有し、商船を掠奪したと言ふことだが、恐らく古昔希臘の都市君主が貿易と海賊とを兼ね行つたものと揆を一にする

ものだらう。又殊域周咨錄に『初南海梁道明貿易於瓜哇國。久而情熟。挈家居。積有年歲。閩廣軍民棄鄉里爲商。從之者至數千人。推梁道明爲長。』とある。これは廣東の海商梁道明が瓜哇に定住し、その地に居留する福建廣東人に推されて酋長となつたと言ふことだ。彼は永樂三年（一四〇五年）明の招撫に應じたので、その後繼者がパレンパンの宣慰使に任ぜられた。これで少くとも明初に海商が團結して南海に中華小植民地を建設したことが判るだらう。中西諸書の記載する所に據らんか。明初より清同治末年（一八七四年）に互り、五百五年間に東南亞細亞の暹羅及馬來、南洋の比律賓、ボルネヲ、ジャバ、及スマトラに於て、大小の國を建てるもの十四に達してゐる。國を建つるに及ばず、領主に撃滅せられたもの少なからぬことも亦想像するに難くない。華僑の比律賓各地に居住貿易するもの多く、一六〇〇年頃そのマニラにあるもの二萬五千人に達し、西班牙政權及土着民に忌まれ大に壓迫せられた。彼等は憤りに耐へず、一六〇三年兵を執つて立つたが、戦利あらず、虐殺せられるもの二萬四千餘人、生者僅かに五百人に過ぎなかつた。爾後同一事情に依り虐殺せられること三回に及んだ。蘭領印度に於てもまた一七四〇年バタビア、スラバヤ、ソロ各地に互り華僑の虐殺行はれた。彼等は所在屢次虐殺せられ、幸に國建つるものもまた衰亡し、遂に一個の植民地だも残存しないものは何故であらうか。それは主として歴代王朝が海外移住禁止政策を採つたからである。唐朝は中國傳統の倫理觀念から、『拋棄祖宗墟墓之禁』を制し士民の海外に移住することを禁じた。明は海賊の横行に困み、特に此禁を嚴にし、清も亦鄭成功が臺灣に據り反抗したので、明の政策を襲つた。清律に據るに、海外に赴くものは軍情漏泄罪に照らし死刑に處せられた。一七四〇年の役、和蘭政權は清の報復を怖れ、使を遣し陳謝したとき、乾隆帝は『莠民不惜背棄祖宗廬墓。出洋謀利。朝廷概不聞問。』と答へた。四方を經略した乾隆帝すら斯の如し

だ。歷朝華僑を棄民視する甚だしかつたこと言ふまでもなく、華僑の力を伸ばし得ざること當然でなからうか。若し華僑にして中國を背景とするを得たらんか、その南海に於ける實績が、獨逸ハンザの北歐に於けるものに勝るものあつただらう。鄭和の西征は明代の盛舉として激賞せられるけれども、元が十萬の兵を以て日本を伐つたものと異り、二萬七千八百人を率い、貿易を主としたものなるにも拘らず、南海三十七國を朝貢せしめた。南海諸國の制御し易きこと斯の如しだ。明が自ら巨資を投じ西征せずとも、『寸板不許下海』の禁令を撤去し、海商をして自由に雄飛せしめ、その部落を爲し、國を建つるを待ち、國旗之に隨ふこと、恰も猶ほ華北人の滿蒙に移住するもの、屯を作り、堡を築くに從ひ、地方官衙を設置し、遂に之を州縣に編入するやうにすれば、夙に南海を植民地化し得たことだらう。

第六 變法自彊以降の華僑の政治動向

中國が下海の禁を罷めたのは一八六〇年英佛がその領土開發の爲め、華民を招致せんことを要求したに始まる。爾來友邦に公使館や領事館を建てて僅かに華僑との聯繫稍々緊密になつたのは變法自彊以降である。當時政府は國命を維持せんとし、國民も亦種族を保全せんとしたので兩者略ほ一致の行動を採り得るやうになつた。政府の華僑に對する政策は華僑を本國に結合せしめんとすることであり、華僑も亦政府の要望に副はんとし兩者の態度終始變はることなかつた。政府は官商を連絡し、商權を回復する一法として商會法即ち商業會議所法を制定したとき、華僑をして之に則り、總商會を設け市内の商工ギルドを統攝せしめんとした。華僑も亦之に應じ、鄉黨的同業的ギルドを超越し、總商會を建つるのみならず、中華會館さへ作るやうになつた。その華僑を本國に聯繫する紐帶として最も著はれたも

のは一九〇九年の國籍法である。それは父を中國人とするもの、若くは父不明なるか、國籍を有せざるとき、その母を中國人とするものは、出生地の如何を問はず、中國人とするものであつて、醇乎たる血統主義である。これまた華僑の共鳴を博したこと言ふを俟たぬ。辛亥革命後、政府は華僑の革命に關する功績の大なると、その勢力の盛んなるとに顧み、民國七年（一九一八年）國務院僑工事務所を設け、數次の改訂を爲し、二十一年遂に僑務委員會を置き、僑民の移植、教育、實業興辦、回國投資を掌らしめた。國民黨は華僑の支援を受くること頗る多く、また最も華僑の事情に通ずるので、黨内に海外部なるものを設け、之を華僑の指導本營とし、その下に華僑運動講習所を建て、こゝで養成した人材を海外に派遣して、華僑の指導に當らしめ、海外各地に國民黨支部を置き、海外部の監督を受け華僑を分轄せしめんとした。しかし彼等は華僑がその願使に甘んずるものでないことを知つてゐる。大正十四年國民會議を開いた際、十六名の華僑代表者を列席せしめ、重大なる國事の審議に與らしめた。又昭和六年國民會議を催したときも、その代表者を列席せしめ、新約法の制定に加はらしめた。華僑は本國同胞に比すれば民族心強いので、政府の意圖に副ふやうになり、華僑と中國とは一體となり協同動作に出づるに至つた。それにつき危険を感じるものは華僑の居留する國家とその土着民たること言ふまでもない。彼等は華僑が政治的意圖を有せず、通商拓地に從ひ、その利大なるものあつたから、之を自由放任に付したばかりでなく、往々之を優待した。しかし華僑が商業を主とし農鑛工汎ゆる企業を營み、漸次土着民の職を奪つたので、その反感を買ふやうになつた。また華僑のやうな優秀な民族が傳統を固執し、大同團結することは、國中圖を樹てるものであり、殊に本國と連絡を通ずるのだから、土地政權たるもの警戒せざるを得ぬ。且つ華僑間に民族主義の流行することは、土着民を刺戟し、土地政權に反抗せしめるやうになる。

加ふるに、三合會など屢次華僑や土着民の争擾を煽動し、殊に近年に及び共產黨がその主義を宣傳するやうになつた。それで土着政權は華僑を制約すべき政策を執り、祕密結社などを彈壓するのみならず、華僑の入國、企業、教育等を制限して、その發展を抑制し、別に國籍法を制定し、自國領内に出生したものを以て、その國民と爲し、強制的に華僑を歸化せしめ、努めて自國への同化を圖り、華僑と中國との聯繫を斷絶せんとした。往々土着民の華僑に對する反感を利用し、その自家排斥運動を華僑排斥運動に轉せしめんとするものもあつた。彼此政策はかくも異つてゐるが、その孰れが勝つものだらうか。

上記中國の華僑政策が昔日大中華帝國たりしときに實行せられんか、南海弱少諸民族が、各々國を建てしことなれば、落つるものを拾ふが如くであつたらう。清末以降中國の勢力削減し南海反つて列強の割據する所となつたから、中國に如何なる名策あつても之を施すに由なかつたので、その政策は具文となつた。しかし、華僑の覺醒と努力により漢民族の希望を達成せしむべき路を辿りつゝあつた。民族意識の昂揚に伴ひ、市内に割據せる同郷的同業的ギルドは中華會館乃至中華總商會に統合せられた。民主主義の流行に従ひ、海商ギルドに屈伏した雜業ギルドは蹶起し、漸次會館や商會に就き政治經濟問題を討議するやうになつた。一旦市内の華僑乃至漢民族全般に關する大小事件發生せんか。會館乃至商會が主となり、關係地域の汎ゆる團體を糾合し、その處理法を議定し、これが爲め往々特殊の團體を組織する。その一市の華僑のみに關するものは、一市の團體にて、在留國の華僑のみに關するものは在留國の團體にて、漢民族全般に關するものは内外團體にて解決するを常とする。小團體にて解決する能はざるものあるとき、遞次大團體の援助を請ふべきものである。會館乃至商會が一市の團體を合從し、市内の事件を處理した例枚擧するに

違ないが在留國の諸團體が連横して國內事件を處理したことも亦少くない。蘭領印度政權が華僑の入國を制限せんとし、入國税一人當百盾を徴收したので、一九三二年パタピア中華總商會の提唱に依り蘭印全上に存在する三十商會連合して、該政權に對し、華僑の蘭印に於ける地位の重要性を認識し、その入國制限を緩和することを要請した。北清事件（一九〇〇年）以降、中國に於て大小の内治外交問題叢生し、漢民族、延いては華僑の奮起を促すべきもの無數であつた。清末に於ける國內の重要問題は、省内の鐵道は省人に依り布設せらるべきものなるや否やであつた。そのうち最も紛糾したのは浙江、粵漢、川漢の三鐵道問題であつた。浙江廣東兩省人は各々省内鐵道を布設せんことを強く調し、その後援を華僑ギルドに懇請した。清朝は川漢鐵道を國有にせんとし、四川人並に内外華人の反對に遭ひ遂に退位の端を啓いた。外交問題は種々あつて、外蒙古自治、廣東香港兩政權抗爭、臨城事件、五卅事件などその顯はれたものであるが、日本に關するもの最も多くまた最も重く、第二辰丸事件、滿洲事變など枚擧するに遑なく、中日事變に至つて極つた。此等問題の起つた際、海外各地に存在する會館乃至商會はその勢力範圍内の諸團體を糾合し、尋いで海外及本國の諸團體と通電呼應し、本國政府を鞭撻し、互に手を携へ敵國に拮抗するを例とする。今その一例を擧げんか。中日事變の起つたとき、國民政府はその要人孫科、宋子文、吳鐵城を南海諸國に派遣し、華僑の應援を懇請せしめた。華僑の本據たる新嘉坡の總商會領袖は、馬來半島に存在する百十八華僑團體の代表一千餘人を該商會に召集し、新嘉坡華僑籌賑祖國難民大會を開き、三十一名の委員を擧げ、祖國の救援に着手した。マニラ、シヨン各地に於てもまた總商會の發企に依り同趣旨の大會を催した。遂に新嘉坡に籌賑會本部を置き、海外及本國諸團體と連合し、抗日宣傳、日貨排斥を行ふ外、救國公債に應募し、本國の戰時産業に投資し、別に義勇隊を編制して本國に赴

援した。その実績の一例として公債の應募額を記さんか。昭和十二年度に四億五千萬元、同十三年度に六億元、同十四年度に二十億元であつて、年々増大の一路を辿つた。されば彼等は外地の獨逸ハンザが内地の同盟都市と合作して活動したものと類似の點あるものと言ふべきだ。そのハンザと異なるは都市の自由を目標とするコンミュニオン運動を起すことなく、内治殊に外交問題に關する活動著しく、その範圍を廣大なることだ。彼等にして斯の如く進まんか。南海諸國は之を不問に付すること出来るものだらうか。最近中共勃興するに及び、晏如たるを得ざるやうになつた。

第七 中共と華僑

中國人は文化を以て大に矜り、自ら中華と稱し、他を夷狄と目し、宇宙帝國を標榜し、中國の天子が世界を支配するものであつて、他に對等國家あるを許さないものとしてゐた。しかし實際上時代に依り王化即ち中華文化や政令の及ぶ範圍に廣狹大小あつたこと言ふまでもない。歴代文化や政令の最も遠きに及んだのは清朝である。清代文化や政令の行はれる深淺に應じ、本部、藩部、朝貢國の三つに別れた。本部は漢滿回の本據に係り、藩部は蒙、藏二族の故土に屬し、朝貢國は更らに定期と不定期とに別れ、定期朝貢國は朝鮮、琉球、安南、暹羅、蘇祿、緬甸、南掌、廓爾喀即ちネパールであり、不定期朝貢國は西方諸國である。南海諸國は則ち定期朝貢國に屬した。朝貢國は朝鮮、安南、緬甸、廓爾喀など武力に依り征服せられたものもあるが、國際法上の保護國と異り、貿易の便の爲め、その名を借るに過ぎないもの多いけれども、中國としては宗主國を以て自ら任じたことだらう。西力東漸に依り、朝貢國は概ね歐洲の版圖に歸し、藩部もまた辛亥革命のため分離するやうになつた。辛亥革命は滅滿興漢を旗印とし清朝を退

位せしめたものであつて、種族革命に該當するものだ。されば清朝の王冠に依り、漢民族と聯繫した、滿洲、蒙古、西藏、土耳其四民族は各々故土に據り國を建て、然るべきものである。外蒙古、呼倫貝爾、西藏が獨立を宣言したと理由のあることだ。中華民國は藩部を喪失することを恐れ、俄かに旗印を五族共和に換へたが時期稍に遅れた。しかも彼等は『失地回復』の希望を捨てず、外蒙古や西藏に出兵し、日本より臺灣、朝鮮、琉球を回收すべきことを放論するものあつた。その南海諸國に對して何等かの要望ない筈なからう。最近中共が、西藏に出兵し、佛印のホー・チミン軍を援助し、朝鮮軍事に介入した。その朝鮮に介入するに先ち、中共將校は『我々が長く待望してきた世界革命を成功させるため、第一着手としてアジアを統一せねばならぬ。インドネシア、インドシナ、馬來、印度、西藏、泰、比律賓、日本、すべてが、我々窮極の目標である。』と訓示したとのことだ。世上往々此舉を以て蘇聯の指喉に出づるものとしてゐる。これは楯の一面を見て、その他面に於て中華思想の潜在することを忘れるものでなからうか。中共と中華民國の異なるは、後者の要望が空論的なるに對し、前者の目標が實行的なることだ。中共は世界統一を企圖しいこと勿論であるが、清朝盛時の版圖を恢復せんとの要望を有することその口吻より察知せられる。現状より判斷するにその重きを措くものは南海諸國であらう。中共は國府と齊しく、華僑政策を實施するため、在外中國人に關する事務委員會を設けた。最近それを強化するため、國際戰線統一委員會を置いた。中共政府を承認せるビルマ、インドネシア諸國に大使を派遣し、その重要商埠に領事館を建立し、公然共產主義を宣傳し、豫て潜在せる共產黨員を指喉し、地下工作に従事せしめ、巧妙なる方法を用い、華僑をその傘下に置かんと努める。そして土着民に對しては、彼等の常套手段たる弱少民族解放の好辭柄の下に民主政權に反抗せしめ、やがて之を共產主義化せしめんとし、これが

ため必要ある際には武力援助さへ辭さない。その実績未だ詳でないが、華僑の巨頭たる陳嘉庚は既に中共の政府委員と爲り、陳嘉庚と勢望匹敵し、しかも氷炭相容れない胡文虎の機關紙星洲日報も亦左に傾いてゐる。領袖の馬首を見て動くを常とする華僑の向背憂ふべきものなしとしない。土着民の去就は暫らく措き、萬一中共が華僑を籠絡し得たりとせんか。華僑の數七百萬に達し、或は同郷、或は同業、或は民族の縁に依り、ギルド的に結束し、南海に於ける經濟界を支配するのみならず、政治界にも侮るべからざる勢力を有することなれば、此等諸國にとり等閑に附すべからざる問題であらう。